

# 平成26年度 花巻市奨学生を募集します

本年度から対象要件の所得基準を見直し、より使いやすい制度としてスタートしています。経済的理由により修学が困難な場合は、本制度の利用をご検討ください。※従来の制度の対象要件に該当しなかった方も、新しい制度では、奨学金を利用できる場合があります。なお、日本学生支援機構の奨学金との併用が可能です

## ■応募資格

- ▽保護者の住所が市内にあること
- ▽成績が5段階評価で平均3.5以上であること
- ▽世帯の1年間の認定所得金額が収入基準額以下であること
- ※認定所得金額などの算定方法は下記のとおり

## ■募集人数

- ▽高校生など(高校・高等専門学校(1~3年生))：10人程度
- ▽大学生など(大学・短大・大学院・専門学校・高等専門学校(4・5年生、専攻科))：40人程度
- ※どちらも選考

- 貸与月額
  - ▽高校生など：1万5千円
  - ▽大学生など：3万円
- 貸与期間
  - 奨学生採用時から最短修業年限の終期まで
- 返還方法
  - 貸与終了後15年以内に全額を返還(無利子)
- 申込受付期間
  - 2月3日(月)~4月15日(火)
- 申し込み方法
  - 教育委員会小中学校課(石鳥谷総合支所内)、本庁市民登録課、大迫・東和総合支所市民サービス課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同窓口へ提出
  - ※申請には、連帯保証人2人(保護者と市内在住で別世帯の方が必要。申請書や募集要項は市ホームページからダウンロードもできます)

【問い合わせ】  
教育委員会小中学校課  
(☎45・1311内線3336)

## 認定所得金額などの算定方法

【例】3人家族(父、母、本人)、世帯収入1,100万円、本人が実家を離れ国立大学に進学する場合

収入基準額 (※1参照)	295万円	認定所得金額 (※2参照)	208万円	⇒認定所得金額が収入基準額以下のため、応募資格に該当
-----------------	-------	------------------	-------	----------------------------

※1 収入基準額の確認  
世帯人員(本人を含む)および進学する学校区分に応じて設定

世帯人員	進学先		世帯人員	進学先	
	高校など	大学など		高校など	大学など
1人	129万円	160万円	6人	293万円	362万円
2人	206万円	254万円	7人	307万円	380万円
3人	238万円	295万円	8人目以降1人につき、高校などは14万円、大学などは18万円を加算		
4人	257万円	320万円			
5人	276万円	344万円			

※2 認定所得金額の算定  
認定所得金額=所得金額-特別控除額

世帯員	収入額	必要経費控除後の所得金額 (※3参照)	特別控除額 (※4参照)	認定所得金額
父	600万円	197万円		197万円
母	500万円	127万円		127万円
本人			116万円	△116万円
計	1,100万円	324万円	116万円	208万円

※3 必要経費控除後の所得金額の算定  
▷給与所得の場合(2人以上の場合はそれぞれに算定)

収入金額(万円未満切り捨て)	所得金額(万円未満切り捨て)
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	収入金額 × 0.8-263万円
401万円以上878万円以下	収入金額 × 0.7-223万円
879万円以上	収入金額 - 486万円

▷給与所得以外の場合…確定申告書に記載した額を所得金額とする

※4 特別控除額の算定  
▷母子・父子家庭…49万円  
▷本人の他に就学者がいる世帯…その就学者1人につき下記の金額

区分	国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
小学生	9万円				
中学生	17万円				
高校	19万円	41万円	33万円	54万円	
	1~3年生	28万円	50万円	54万円	76万円
高等専門学校	40万円	62万円	66万円	88万円	
	4・5年生、専攻科	40万円	62万円	66万円	88万円
大学・短期大学	67万円	116万円	111万円	159万円	
専修学校	高等課程	7万円	18万円	29万円	39万円
	専門課程	25万円	71万円	79万円	123万円

▷障がい者がいる世帯…障がい者1人につき99万円  
▷本人を対象とする控除…上記「本人の他に就学者がいる世帯」の控除額と同額  
▷この他、長期療養している人がいる世帯、主に家計を支えている人が別居している世帯、火災・風水害・盗難などの被害を受けた世帯も控除が受けられます(詳しくはお問い合わせください)

# 松園墓園 225区画を増設しました

松園墓園に4平方メートル(2メートル×2メートル)の区画を225区画増設しました。この区画の使用許可申請を2月1日から受け付けます。※受付開始日の2月1日(土)と翌2日(日)は、午前9時から午後4時まで本庁生活環境課窓口で受け付けます

## ■対象

市内に住所があり、6カ月以上居住している方で、次の①または②に該当する方は

- ①焼骨を保持している方
- ②2年以内に墳墓を設置する意思があると認められる方

## ■申請方法

### ▽提出書類

- ①焼骨を保持している方：墓地使用許可申請書、住民票抄本(本籍の記載があるもの)、保持しているお骨の火葬許可証または改葬許可証
- ②2年以内に墳墓を設置する意思があると認められる方：墓地使用許可申請書、住民票抄本(本籍用許可申請書、住民票抄本(本籍

がある)と認められる方：墓地使用許可申請書、住民票抄本(本籍

の記載があるもの)、2年以内に墳墓を設置する旨の誓約書

## ■使用許可証

※使用料・管理料の納付書は、申請後1週間以内に送付します

## ▽提出先

持参または郵送で本庁生活環境課へ提出

## ■墓地使用料・管理料

墓地使用料：7万円(支払いは1度限り)

墓地管理料：2400円(平成25年度分)

※使用料・管理料の納付書は、申請後1週間以内に送付します

## ■使用許可証

使用料・管理料の納入が確認でき次第、許可証を交付。使用区画は申請受け付け順とし、墓地区画番号1番から順に指定します

【問い合わせ】本庁生活環境課  
(☎025・8601花城町9-30 ☎24・2111内線267)

# 参加者募集! 第27回毘沙門まつり 全国泣き相撲大会



- ◆開催日
  - 5月3日(土・憲法記念日)~5日(月・こどもの日)
- ◆取組開始時間
  - ①午前10時 ②11時35分
  - ③午後1時40分 ④3時15分
- ◆会場
  - 三熊野神社(東和町北成島)
- ◆対象
  - 平成24年11月1日~平成25年10月31日生まれの子ども
- ◆定員
  - 800人(先着順)
  - ※定員に達した場合は、キャンセル待ち登録になります
- ◆参加料
  - 1万5千円(祈祷料、着衣一式、記念品など)
- ◆募集期間
  - 2月1日(土)~21日(金)
- ◆申し込み方法
  - 本庁観光課、各総合支所産業係に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送、ファクス、電子メールで下記へ
  - ※申込書は、市ホームページからダウンロードもできます
- ◆申込先
  - 全国泣き相撲大会参加受付係(三熊野神社内 ☎028-0116東和町北成島5-1 ☎29-4155 ☒mikumano@jupiter.ocn.ne.jp)
  - ※電話での申し込みはできません。なお、持参による申し込みの場合は、東和総合支所産業係でも受け付けます



▷豆力士たちのかわいらしい取組が繰り広げられます

【問い合わせ】毘沙門まつり実行委員会事務局(東和総合支所産業係内☎42-2110)